

川崎市役所本庁舎等移転に伴う不要什器等物品の譲与に関する要綱

令和6年9月10日

6川総庁第1262号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本庁舎、第3庁舎及び川崎御幸ビルへの移転に伴い発生した残置物のうち、全庁で転用しきれなかった状態の良好な不要什器等物品（以下「不要物品」という。）について、環境負荷軽減の観点からリユースを促進するため、別に定めのあるもののほか、川崎市財産条例（昭和39年条例第9号）第9条第1号を適用し、譲与する場合に必要な事項を定めるものとする。

(譲与対象者)

第2条 譲与は、不要物品の譲与を希望する市内町内会・自治会の代表者（以下、「譲与対象者」という。）を対象とする。

2 譲与対象者は、川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであってはならない。

(指定用途及び期間)

第3条 譲与対象者は、譲与された不要物品を、10年以上、町内会・自治会活動の用途に専ら供しなければならない。

(不要物品)

第4条 譲与は、本庁舎等移転に伴い、不要なものとして残置された机・椅子等の什器のほか、文房具等の消耗品を対象とする。

(譲与の申請)

第5条 譲与対象者は、物品譲受申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書に記載された不要物品を確認し、譲与が可能と判断した場合は、物品譲与決定書（第2号様式）を譲与対象者に交付するものとする。

（譲与契約）

第6条 前条に定める物品譲与決定書を交付後、市長及び譲与対象者は、引渡までに物品譲与契約書（第3号様式）を締結するものとする。

（引渡し）

第7条 不要物品の所有権は不要物品の引渡時に移転するものとする。

2 譲与対象者は、不要物品を受領する際、譲与物品受領書（第4号様式）を提出するものとする。

（実地調査）

第8条 市長は、第3条に定める期間中、随時物品の使用状況等について実地調査をし、又は報告を求めることができる。

附 則

この要綱は、令和6年9月10日から施行する。

物品譲受申請書

____年 ____月 ____日

(あて先) 川 崎 市 長

申請人 住所 _____

町内会・自治会名 _____

氏名 _____

連絡先 _____

次のとおり申請します。

なお、私は、この申請書の記載事項について事実と相違ないこと及び川崎市暴力団排除条例第7条に規定するもの（暴力団員等）でないことを誓約するとともに、これらのことが事実と相違した場合は、川崎市が本契約を締結しないこと及び本契約締結後においては、川崎市から本契約を解除されても一切の異議申立てをしないことに同意します。

また、上記のものでないことを確認するため、必要に応じ、川崎市が、本様式に記載された個人情報
を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

品名	規格・形状・寸法等	数量	単位	備考

目 的

町内会・自治会活動において使用するため。

第2号様式

物品譲与決定書

年 月 日

様

川崎市長 福田 紀彦

次のとおり、物品の譲与を決定します。

品名	規格・形状・寸法等	数量	単位	備考

備考（条件等）

譲渡しを受けた日から10年以上、町内会・自治会活動の用途に専ら供するものとします。

物品譲与契約書

川崎市を譲与者とし、_____を譲受者とし、譲与者譲受者間において、次により物品譲与契約を締結する。

(譲与物品)

第1条 譲与者は譲受者に対し、別紙記載の物品を譲与する。

(所有権の移転)

第2条 譲与物品の所有権は譲与物品の引渡時に移転するものとする。

(譲与物品の引渡し)

第3条 物品の引渡しは、譲与者譲受者の協議により決定した日に行う。

(用途指定)

第4条 譲受者は、譲与物品を町内会・自治会活動の用途（以下「指定用途」という）に専ら供しななければならない。

(指定期間)

第5条 譲受者は、譲与物品の引渡しを受けた日から10年間（以下「指定期間」という）指定用途に供しななければならない。

(権利設定等の禁止)

第6条 譲受者は、譲与物品の引渡しの日から指定期間満了の日まで譲与者の承認を得ないで質権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は売買、贈与若しくは交換等による所有権の移転（譲受者が所属する町内会・自治会の関係者への所有権の移転を除く。）をしてはならない。

(実地調査)

第7条 譲与者は、第5条に定める期間中、随時物品の使用状況等について実地調査をし、又は報告を求めることができる。

(譲受者の催告による解除権)

第8条 譲受者は、譲与者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、第5条の規定にかかわらず、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における契約の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(譲受者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第9条 前条に定める場合が譲受者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、譲受者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(譲与者の催告による解除権)

第10条 譲与者は、譲受者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、第5条の規定にかかわらず、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における契約の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、着手すべき期日を過ぎても譲与物品を引き取らないとき。
- (2) 破産手続開始の決定を受けたとき、又は所在不明となったとき。
- (3) その他契約に違反したとき。

(譲与者の催告によらない解除権)

第11条 譲与者は、譲受者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定にかかわらず、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約の全部の履行ができないことが明らかであるとき。
- (2) 譲受者がこの契約を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 譲受者が契約の一部の履行が不能である場合又は譲受者がその契約の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、譲受者が履行をしないうでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、譲受者がその契約を履行せず、譲与者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

- (6) 第8条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (7) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。
- (8) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき。
- (9) この契約に関して、譲受者が、下請契約その他の契約を締結するに当たり、その相手方が前2号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (10) この契約に関して、譲受者が、第7号又は第8号のいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、譲与者が譲受者に対して当該契約の解除を求め、譲受者がこれに従わなかったとき。

(譲与者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第12条 第10条各号又は前条各号に定める場合が譲与者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、譲与者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(譲与者の任意解除権)

第13条 譲与者は、目的物の引渡しを終了するまでの間は、第10条及び第11条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において譲受者に損害を及ぼしたときは、譲与者は、その損害を賠償しなければならない。

(譲受者の原状回復義務)

第14条 譲受者は、譲与者がこの契約を解除したときは、次の各号に定めるところにより、その原状回復義務を履行しなければならない。

(1) 譲与物品を、原状に回復して譲与者の指定する期日までに指定する場所において、譲与者に返還すること。

(2) 譲与物品を譲与者に返還することができないと認められるときは、当該物品の契約解除時の時価に相当する金額を譲与者に支払うこと。

(損害賠償)

第15条 譲受者は、本契約に定める義務を履行しないため譲与者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として譲与者に支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第16条 譲受者は、譲与物品に、種類・品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、譲与者に対して損害賠償の請求又は本契約の解除をすることができない。

(有益費等の請求権の放棄)

第17条 譲受者は、この契約を解除された場合において、当該物品に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要経費及びその他の費用があっても、これを譲与者に請求しないものとする。

(契約の費用)

第18条 この契約に要する費用は、譲受者の負担とする。

(疑義の決定)

第19条 この契約に疑義のあるときは、譲与者譲受者協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

譲与者 川崎市
川崎市長 福田 紀彦 印

譲受者 住所
川崎市 区
氏名 印

